

# 島根県大学改革諮問会議報告書

- 魅力ある大学づくりを目指して -

平成17年8月

島根県大学改革諮問会議

## はじめに

日本の大学にとって、少子化の進展に伴う大学全入時代の到来による大学間競争の激化、平成16年度に実施された国立大学の独立行政法人化、そして規制緩和による個別大学の自主性、自立性の増大など、これまでの大学そのもののあり方が激変せざるを得ない状況になっている。

このため、大学には、学生のあり方、教職員のあり方、教育や研究のあり方を抜本的に見直すとともに、教員や職員は新しい大学像の実現のための努力と自己変革のための取り組み、すなわち大学改革の取り組みが早急に求められている。

島根県においては、これまで島根県立大学、島根女子短期大学、看護短期大学の3つの県立大学が、多様で高度な教育の提供により、地域社会に貢献できる優れた人材を育成し、社会に送り出してきたところであるが、このような大学を取り巻く環境の変化や地方財政状況の急激な悪化などに対応するため、平成19年4月に、これらの県立3大学を公立大学法人化し、併せて統合することとし、本年3月に今後の大学改革の基本方針となる「大学改革基本計画骨子」が策定されたところである。

本諮問会議では、この「大学改革基本計画骨子」を踏まえて、大学改革の方向性、教育研究のあり方、大学運営のあり方、短期大学の課題などについて、本年4月から4回にわたって議論を行い、大学改革に対する意見として報告書に取りまとめたところである。

全国的には、既に新しい公立大学法人が生まれ、生き残りをかけた大学間競争が始まっている中で、設置者と大学が協力し、統合、法人化に向けて教職員一丸となって取り組まれ、新しい公立大学法人島根県立大学がより一層魅力のある大学となるよう願うとともに、この報告書がこのたびの大学改革の一助となれば幸いである。

平成17年8月8日

島根県大学改革諮問会議

座長 梶田 叡一

# 目 次

## 序 章 県立大学の現状

- 1 大学を取り巻く環境の変化 ..... 1
- 2 県立3大学の現状と課題 ..... 2

## 第1章 大学改革の方向性

- 1 大学改革の概要 ..... 4
- 2 目指す大学 ..... 5
- 3 人材育成の方向性 ..... 6
- 4 短期大学の4年制課程移行に関する諸課題 ..... 6

## 第2章 教育・研究のあり方

- 1 教育 ..... 8
- 2 研究 ..... 9
- 3 地域貢献 ..... 9
- 4 国際化・国際貢献 ..... 10

## 第3章 大学運営のあり方

- 1 運営組織 ..... 11
- 2 人事 ..... 12
- 3 財務会計 ..... 13
- 4 目標、計画及び評価 ..... 14

用語説明 ..... 16

島根県大学改革諮問会議設置要綱 ..... 17

## (資料)

県立3大学の概要 ..... 21

大学改革基本計画骨子 ..... 22

参考：統計データ

・18歳人口と高校卒業者数の推移 ..... 29

・県内の進学状況 ..... 30

・大学等進学者の自県内残留率 ..... 31

・県立3大学志願状況及び県内出身者比率 ..... 32

・県立3大学就職状況 ..... 33

## 序 章 県立大学の現状

### 1 大学を取り巻く環境の変化

#### (1) 社会経済情勢の変化

21世紀に入り、少子化、高齢化の進行による社会の変容、情報通信技術の飛躍的な発達、グローバル化による国際競争の激化など、国内、国際社会ともに一層流動的で複雑化した先行き不透明な時代になってきている。

#### (2) 高等教育機関の役割の変化

社会経済情勢が大きく変化する中で、高等教育機関には、21世紀のいわゆる「知識基盤社会」に対応し、先見性・創造性・独創性に富み卓越した指導的人材を幅広い様々な分野で養成・確保すること、また専門性だけでなく、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化にあわせて積極的に社会を支え、あるいは社会を改善していく資質を有する人材を育成していくことが求められている。

公立大学にあっては、地域の多様な課題や地域社会の多様なニーズに的確に対応し、生涯学習や産学官連携による地域社会の活性化など地域貢献が求められている。

#### (3) 大学間競争の激化

少子化の影響で全国的に18歳人口が減り続けている中で、平成19年度には、いわゆる「大学全入時代」に突入することが予測され、その後も大学志願者の大幅な拡大は見込めず、大学にとって、かつてない厳しい時代になってきている。

さらに、大学間の激しい競争の中で大学自体が淘汰されていく時代になると予測されている。

#### (4) 学生及び学習ニーズの多様化

全国的には、平成16年度の高等工業専門学校、専門学校まで含めた進学率は70%を越えており、量的側面では既にユニバーサル段階に突入している。

このようなユニバーサル段階の高等教育においては、社会人等も含めた多様な学習者の様々なニーズに対して応えていく必要があり、誰もがいつでも自らの選択により適切に学べる機会が整備された、いわゆる「ユニバーサル・アクセス」の実現が重要になっている。

#### (5) 地方の財政状況の急激な悪化

国の「三位一体の改革」により、本県は財政的に大きく依存している地方交付税が大幅に削減されるといういわゆる「地財ショック」に見舞われ、地方交付税については、今後とも削減が続く、本県は非常に厳しい財政状況が続くと見込まれている。

行財政運営の抜本的な見直しが行われている中で、大学予算も聖域ではありえず、今まで以上に徹底したコストの削減、一層の効率化が求められている。

#### (6) 大学改革の急速な進展

国立大学においては、平成14年度から15年度にかけて国立大学同士の統合、再編が相次いで行われ、また平成16年4月には一斉に独立行政法人化された。

公立大学においても、平成16年4月に公立大学法人が運営する国際教養大学（秋田県）が開学し、平成17年4月には岩手県立大学、大阪府立大学など、6自治体で

公立大学が法人化され、また複数の大学を設置している自治体では、大学の統合・再編も行われた。さらに、多くの自治体で公立大学の法人化が計画され、準備が進められている。

平成16年度から、高等教育のサービスの質の保証を図るシステムが導入され、大学は定期的に認証評価機関による評価を受けることが義務づけられている。

また、21世紀COEプログラムなど競争的な資金が導入され、大学同士を競わせ、よりレベルを高めることに重点を置いた施策が行われるようになるなど、財政支援制度も多様化してきている。

## 2 県立3大学の現状と課題

### (1) 県立3大学の共通の現状と課題

3大学とも学生に占める県内出身者の比率が全体的に低下傾向にある。今後県内出身の生徒に対して県立大学に志願してもらえるよう魅力ある大学づくりを行う必要がある。

産学連携では十分な活動が行われておらず、成果も上がっているとは言い難い。

3大学の財政は、歳入面では自己収入が3割程度（7割は県の一般財源負担）である一方、歳出面では人件費が6割強を占めており、硬直化した厳しい財政状況にある。

3大学の規模はいずれも小さく、経営面から見ると、単独ではスケールメリットを出すことが難しい上に、県の厳しい財政状況の中にあって収入の確保、一層の経費削減など経営努力が求められている。

大学の運営においては、教授会、評議会等により合議に基づく意思決定がなされている反面、迅速・機動的な対応が阻害されている面が否定できない。

現状では大学も県の地方機関の一つで、その権限自体も限定的であり、自己責任のもとでの自律的な運営には限界がある。

事務局職員が人事異動により3年程度で異動をするため、専門性を高めることが難しく、大学運営のノウハウが蓄積できない。

### (2) 各大学の現状と課題

#### 島根県立大学

[現状] 日本国内の大学でも他に例のない「北東アジア学の構築」を課題に掲げ、附置機関として北東アジア地域研究センターを設置して、北東アジア学の構築に向けた多様な研究を行っている。

北東アジア地域（中国・韓国）を中心に留学生の積極的な受け入れを行っている。

平成15年に開設した大学院は、まだ学生数が定員に達していない。

文系単科の新設大学だが、科学研究費補助金の採択実績は多い。

第1期生（平成16年3月卒業）、第2期生の就職率は9割を越え、好調である。

[課題] 地域における大学の存在意義を高めるために、意見交換会を開催するなど環境づくりに努めているが、今後一層地域との連携の強化を図っていく必要がある。

今後、より個性的・魅力的なカリキュラムを編成していくとともに、大学教育と大学院教育の連続性についても検討する必要がある。

地域貢献活動への支援、地域の課題解決への支援、北東アジア地域との交流などを進める体制の整備が必要である。

科学研究費補助金の採択に向けた取り組みを強化するとともに、21世紀COEプログラムなど高度な競争的資金獲得に向けた努力が必要である。

大学院については、今後、地域における高度なニーズへの対応と国際的に通用する卓越した教育研究拠点となるよう努力をし、院生の定員を充足する必要がある。

#### 島根女子短期大学

[現状] 小規模ながら3学科4専攻を有する短期大学として、県内の高等教育機関への進学を希望する県内高校出身者を中心とした学生に多彩な教育の場を提供している。

家政科食物専攻、保育科は資格取得を目指した専門教育を行っている。

就職希望者の就職率は9割程度であり、また県内への就職者が就職希望者の6割程度を占め、県内を中心に多彩な人材を提供している。

[課題] 県内高等教育機関への進学を希望する県内高校生への多彩な教育の場を提供する機能を維持しながらも、全国的には実学志向が高まり、文学科へのニーズが小さくなっている中で、時代や地域の要請に応じた学科等に再編成をする必要がある。

専門学校との競争を考慮し、資格取得志向と教養志向の双方の進学希望者を幅広く受入れる体制、社会人等を積極的に受入れる体制の整備を検討する必要がある。

栄養士、保育士等を目指す男子に門戸を開き、県民のニーズ、若者のニーズに応え、男女共同参画社会の推進、若者の県内定住の促進を図る必要がある。

長年にわたって県内に貴重な人材を提供してきており、引き続き卒業生の県内定着率を高める努力をする必要がある。

#### 看護短期大学

[現状] 多様な入学希望者に対応するために、平成16年度入試から社会人・学士特別選抜試験、離島である隠岐地域の医療機関に就職することを目的とした地域推薦入試を導入した。また、助産学専攻については、地域的な特性を考慮し、平成17年度入試から地域特別選抜試験を導入した。

国家試験合格率は全国平均を上回り、就職希望者の就職率は、ほぼ100%である。

県内への就職者が就職希望者の6割程度を占め、県内に貴重な看護職員の人材を提供している。

専攻科については、独立行政法人大学評価・学位授与機構が定める要件を満たした認定専攻科であり、学士の取得が可能となっている。

[課題] 看護師、保健師、助産師の国家試験受験資格を得るための必修科目が多く、カリキュラムに余裕がない。

看護学科と専攻科の教育の接続の問題、看護学科から大学へ編入する際の扱いの問題などへの対応が必要である。

看護系教員に欠員が生じた場合、充足することが難しく、教員不足への対応の必要性がある。

小児、母性、在宅介護の分野において学生を受け入れる実習施設が不足している。

看護を取り巻く環境の変化により看護者の役割が複雑・多様化し、教育内容の増大・拡大に伴う対応が必要となっている。

## 第1章 大学改革の方向性

### 1 大学改革の概要

#### (1) 大学改革のねらい

大学を取り巻く環境の変化や島根県立の3大学（島根県立大学、島根女子短期大学及び看護短期大学。以下「県立大学」）が持つ課題等に対応した積極的な大学改革が求められている。大学改革に当たっては、学生のニーズ、学生の視点に立った取り組みが必要である。

具体的には、大学全入時代の到来により生き残りをかけた大学間競争が激化する中、自主的かつ自律的な運営を行うことにより、大学志願者にとってより魅力ある大学づくりを目指さなければならない。

さらに、県立大学は、県民の高等教育を受ける場の拡充と将来を支える人材の育成など地域振興に対する貢献を目指して設立されたものであり、地域課題解決のため大学の持つ知的資源の活用や島根女子短期大学の男女共学化など、地域や時代の新たな要請に応え、地域の特色を生かした高等教育機関としてさらなる発展を図る必要がある。

また、県立大学が公費によって運営されていることを踏まえ、県の中期財政改革基本方針に沿った大学運営のスリム化・効率化が求められている。

#### (2) 大学改革の内容

##### 公立大学法人化

平成19年4月の県立大学の公立大学法人化は、大学が一定の権限と責任を持ち、自主的、自律的な運営を行うことで、教育研究活動の活性化と大学運営の効率化を図り、魅力ある大学づくりに繋がっていくものである。しかし、法人化により無条件にその効果を期待できるわけではない。法人化のメリットを最大限活かすことができるよう、教育、研究等各分野において様々な工夫と準備が必要である。

##### [法人化のメリット]

- ） 予算、人事の規制緩和による大学の自主的、自律的な運営の確保
- ） トップマネジメントによる意思決定の迅速化
- ） 能力・業績に応じた弾力的な人事システムの導入
- ） 第三者評価による適切な資源配分
- ） 研究活動の活性化や地域社会への貢献など大学の知的資源の有効活用

##### 大学の統合

公立大学法人化に併せた県立3大学の統合に当たっては、統合のメリットを活かし、県立大学としての総合力の強化を図ることが重要である。

県立3大学の統合：島根女子短期大学と看護短期大学を統合した短期大学（以下「島根県立大学短期大学部」）を島根県立大学（以下「島根県立大学」）に併設させる。

### [ 統合のメリット ]

- ) 県立大学が有する専門的資源の活用による教育研究基盤の強化  
新たな教育研究領域の開拓や教員の交流を通じた教育研究の活性化を図ることができる。
- ) 共通資源の活用による教養教育の充実  
各大学が有する学部、学科の特色を生かしながら、教養教育において幅広いカリキュラムの編成が可能となる。
- ) 大学運営の効率化  
統合によるスケールメリットを活かし、組織のスリム化、効率化を図ることができる。

### 短期大学の学科再編

島根女子短期大学については、多様化する学生のニーズ、時代、社会の要請に応え、学科再編を行うとともに、学生のニーズだけでなく学生確保の観点からも男女共学化が必要となっている。

## 2 目指す大学

上述の「大学改革のねらい」を踏まえ、新しい県立大学は次のような方向を目指すべきである。

- (1) 地域が求める人材を育成し、地域への積極的な知の還元により地域社会の活性化と発展に寄与する大学
- (2) 質の高い教育の提供による創造性豊かで実践力のある人材を育成する大学
- (3) 国際的な知的研究拠点を形成する大学
- (4) 自主的、自律的な運営や民間的発想を取り入れた効率的な経営ができる大学

具体的には、島根県立大学については、北東アジア地域研究センター（NEARセンター）、北東アジア学の創成、研究活動を通じて、国際的な知的拠点としての大学、全国レベルの大学を目指しながら、地域が求める人材の育成、社会人教育を含めた地域への知の還元が重要である。全国的な競争に耐えうる全国レベルの大学であることが、有為な若者を全国から呼び集め、地域からの人材流出を防ぎ、そして若者の定住促進、地域の振興、発展につながるものと考えられる。

島根県立大学短期大学部については、地域との関係が重要である。少子化、高齢化という島根県にとって重要な地域課題を解決するため、現在の両短期大学が持つ教育研究資源を有効に活用し、保健と福祉が連携した取り組みを行う必要がある。

なお、上述の内容が、「魅力ある大学づくり」を実現するものと考えられるが、一方で、就職という出口の問題も重要である。このことは、大学のみならず地域全体の課題として取り組まなければならない。

### 3 人材育成の方向性

「我が国の高等教育の将来像」（平成17年1月、中央教育審議会答申）においては、新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、個性・特色を一層明確にしていくことを求めている。特に大学については、「世界的研究・教育拠点」、「高度専門職業人養成」、「幅広い職業人養成」、「総合的教養教育」、「特定の専門的分野の教育・研究」など、具体的な機能別分化の方向が示されている。

今回の大学改革にあたっては、4年制大学、大学院、短期大学の個性を生かし、役割、機能を踏まえて人材育成の方向性のある程度明確にする必要がある。例えば、次のような方向性が考えられる。

#### (1) 4年制大学（島根県立大学）

専門教育、教養教育を相互に連携させ、高度な専門性を持ち豊かな教養に支えられた幅広い人材を育成する。

#### (2) 大学院（島根県立大学大学院）

修士課程、博士課程を通じて、高度な専門職業人、研究・教育機関の中核を担う研究者等リーダー的人材を育成する。

#### (3) 短期大学（島根県立大学短期大学部）

実務教育に教養教育を結合させた総合的教育による実践的専門職業人等を育成する。

「我が国の高等教育の将来像」において例示されている「総合的教養教育」を島根県立大学において実現するためには、教養教育と専門教育を有機的に結合し、地域政策、地域の課題解決、国際的課題の解決など地域のニーズを踏まえながら特色を出していく必要がある。

また、人材育成の方向としては、社会、企業に通用する人間力豊かな人材を育成することも忘れてはならない。

### 4 短期大学の4年制課程移行に関する諸課題

#### (1) 4大化と統合、法人化の関係

短期大学の4年制課程移行（4大化）問題は、次の点からできるだけ早期に検討し、結論を得ることが適当である。

管理栄養士、栄養教諭、認定看護師、専門看護師、幼保一元化の流れにおける幼稚園教諭など、より専門性の高い資格取得に向けた対応が望まれる状況となっていること

県内各団体から島根女子短期大学（幼児教育、保育、栄養、観光）、看護短期大学（看護）の4年制課程移行、新設への要望が出されていること

全国的に短期大学は、4大化、統廃合等により減少傾向にあること

しかし、4大化をめぐる諸課題の整理や、文部科学省の許認可手続等に時間を要することを考えれば、その実現までには相当の準備が必要となる。

したがって、現実的には平成19年4月の統合、法人化を先行し、その後可及的速やかに4大化問題に対処できるよう、併行して検討を進めるべきである。

## (2) 4大化問題をめぐる課題

今後、短期大学の4大化を進めるに当たっては、次のような課題の整理が必要である。

### 4年制課程移行構想の具体化と優先度の判断

学生のニーズ、地域のニーズ等を踏まえて、具体的に4大化をどのような形で行うのか、また、どの学科の移行を先行させるのか、優先度の判断が必要である。

#### 学生のニーズ

志願状況の分析、資格取得、リカレント教育に対するニーズ

#### 地域ニーズ

地域の関係団体等からの要望

- ・看護短期大学の4年制大学化(出雲市、県看護協会、日本看護連盟島根県支部)
- ・4年制の観光学科及び幼児教育学科設置(松江市)
- ・保育科の専攻科設置(県保育協議会)
- ・管理栄養士養成施設の整備(県栄養士会)

より専門性の高い資格を有する者に対する地域のニーズ、需給見通し  
保健と福祉の連携

### 財政面の課題

県立大学に係る経常的な県の一般財源負担(18億円/年)を大幅に増加させることは困難な状況の下で、法人化後における大学側の経常的経費抑制の自助努力も必要である。

4大化による施設整備等に伴う臨時的な県費支出についても、県の他の施策との優先度判断を経ることが必要である。

### 教育研究に従事する人材確保の課題

4大化に当たっては、4年制課程に対応した教員の資質が求められるが、全国的な短期大学の4大化の流れの中で、新たな教員確保には相当の努力を必要とする。

## 第2章 教育・研究のあり方

### 1 教育

#### (1) 教育研究の質の保証

新しい県立大学には、従来の各キャンパスの特色ある教育を生かし、自主的、自律的な運営の中で、教育研究水準の維持・向上を図り、大学をより魅力あるものとするため、教育課程の策定、教員や研究者の養成・処遇、各種財政的な支援を受ける努力、教育・研究活動や組織運営の状況に関する情報の開示などあらゆる活動を通じた教育研究の質の保証が求められる。

教育研究の質を保証するためには、大学自らが客観的に自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関や地方独立行政法人評価委員会による第三者評価を通じて、教育・研究活動等の改善、充実に向けて不断に努力しなければならない。

また、社会に対する説明責任を果たすため、これらの評価の結果、それにより明らかとなった課題や様々な情報を積極的に開示する必要がある。

さらに、卒業時の質を保証するため、教育の実施に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー）や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を明確にし、それに基づいた質の高い教育の実施も求められる。

#### (2) 教育

##### 学生の学ぶ意欲を高める教育

教育理念・目的に基づき、学生が身に付けるべき広さと深さを持ったカリキュラムづくりに取り組み、人間性を涵養する総合的な教養教育、高度な専門性を養う体系的な専門教育が必要である。

- [具体例] ・総合的教養教育、学校教育の連続性に配慮したカリキュラムの編成
- ・島根県立大学と島根県立大学短期大学部での単位互換制度の導入
- ・IT活用能力の向上のための科目の導入
- ・大学院進学への支援体制の充実、大学院への接続に対する配慮

大学入学後における、後期中等教育から高等教育への移行を円滑に進めるためのリメディアル（補習）教育を検討すべきである。

国際社会で活躍できる人材を育成するため、外国語教育を充実させ、実践的な外国語運用能力を学生に身につけさせるカリキュラムの編成、海外研修等を実施すべきである。

学生の地域に対する関心を喚起するような地域づくりに関する教育、地域課題の解決に関する教育などを充実させていく必要がある。

- [具体例] ・現代しまね学講座（島根県立大学）
- ・総合文化学科（島根県立大学短期大学部）

総合文化学科（島根県立大学短期大学部）の設置により、地域課題の解決に関する教育を充実させることは、島根県立大学短期大学部と島根県立大学との連携強化、編入学の円滑化に繋げていくことができるものと考えられる。

#### 学生への支援体制の充実

職業意識・能力の形成を支援するため、地元企業、団体等の協力によるインターンシップ制度を推進すべきである。

優秀な学生に対する表彰、特待生制度などインセンティブを付与する制度を検討する必要がある。

#### アドミッション・ポリシーの明確化、多様な学生の受け入れ

質の高い教育の提供や社会の求める人材の育成を図るため、入学者受入れの基本的な考え方（アドミッション・ポリシー）を明確にする必要がある。

大学卒業者、社会人、留学生、高齢者など多様な履修歴、経歴、年齢の入学者を受け入れる体制を充実させることが求められている。

[ 具体例 ] ・長期履修制度の導入

島根県立大学短期大学部から島根県立大学への編入学が円滑に行われるよう体制整備が必要である。

#### 質の高い教育の提供

授業方法についての研究会の開催、学生による授業評価など、組織的に授業内容・方法を改善し、向上させる取組み（ファカルティ・ディベロップメント）を積極的に進め、教育の質の向上を図ることが必要である。

## 2 研究

統合を契機として、これまでの3大学の特徴を生かした学際的、総合的な研究や地域の課題、問題をテーマとして研究を推進すべきである。

例えば、島根県の独自性を発揮する研究（出雲学及び石見銀山研究を含む北東アジア学、中山間地域開発や国際経済に視野を置いた開発研究など）を積極的に推進するとともに、県の研究機関（中山間地域研究センター等）との連携大学院の設置を検討する必要がある。

また、島根県立大学短期大学部は、看護、栄養、保育などの教育研究資源を生かし、保健、医療、福祉等にまたがる課題の解決について研究を推進すべきである。

## 3 地域貢献

### (1) 組織体制の整備

地域貢献への取り組みを強化するため、地域からの相談・要望を受け付ける総合相談窓口の開設、大学として地域貢献を組織的に行う体制の整備を検討すべきである。

[ 具体例 ] ・地域連携推進センター

### (2) 産学官連携

県や市町村の政策課題の解決に対する支援を行うなどシンクタンク機能を強化するとともに、研究の活性化、産業振興などの観点から、企業、関係団体、機関等と連携

し、受託研究、共同研究を実施するなど産学官連携を強化していくべきである。

産学官、地域が一体となったまちづくりに結びつくような講座、例えば民間資金（基金）による講座の設置や寄付講座の設置なども検討する必要がある。

### (3) 地域に開かれた大学

生涯学習は、これからの大学にとって生き残りに繋がる重要な観点である。社会人、高齢者等の学習に対するニーズを踏まえ、体系的、継続的な学習機会を提供する仕組みを検討し、積極的に取り組むことが望まれる。

具体的には、修士・博士課程におけるリカレント教育、高齢者を含め幅広い地域のニーズに対応した公開講座、市民講座などが考えられる。

社会人のリカレント教育については、送り出す側である企業等の理解が得られるよう働きかけるとともに、長期履修制度の導入などを検討すべきである。

講座の形態としては、休日、夜間の開講、サテライト・キャンパスの設置等により、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」よう工夫が必要である。

さらに、県や市と連携し、職員のキャリアアップ、スキルアップとしての学習の場を提供することも県立大学の役目であると考えられる。

なお、統合、法人化を待たなくてもできるような公開講座等については、県立3大学が連携、協力し、早めに対応することも必要である。

### (4) 他大学等との連携

単位互換制度の拡充、共同研究など、県内、近隣地域の高等教育機関との連携を強化する必要がある。

## 4 国際化・国際貢献

島根県の歴史的・地理的特性を踏まえ、北東アジア地域をはじめとする海外の大学との共同研究、学術交流、人的交流を推進する必要がある。

交換留学生など学生の留学制度の充実を図るとともに、北東アジア地域を中心に留学生の受入れ、留学生の派遣を推進していくべきである。

なお、少子化、大学全入時代到来の流れの中で、留学生受け入れに向けた積極的な方策を検討する必要がある。

## 第3章 大学運営のあり方

法人化後の大学運営においては、自主的、自律的な大学運営、民間的発想を取り入れた効率的な大学経営を目指して、法人と大学の役割、経営と教育研究の役割を明確にするとともに、トップのリーダーシップが発揮できる体制や機動的な組織体制の整備、柔軟な人事管理制度や企業会計原則に基づく財務会計制度の導入、開かれた大学の説明責任や大学運営の透明性の確保に向けた情報公開の積極的な実施、学外者の大学経営への参画を図る体制の整備などを進めていかなければならない。

### 1 運営組織

地方独立行政法人法に基づく公立大学法人においては、理事長（学長）をトップとして、理事・監事等の役員、経営に関する重要事項を審議する経営審議機関、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関、理事長選考機関、教授会、事務局などによって運営組織が構成される。

#### (1) 理事長（学長）

地方独立行政法人法の趣旨及び大学の規模などからすると、理事長と学長が一体であることが適切であり、理事長（学長）は、組織の最高責任者として、優れた経営感覚を持つとともに、強力なリーダーシップを発揮することが求められる。

#### (2) 理事長（学長）の補佐体制

統合、法人化後の運営組織においては、理事長（学長）のトップダウンや各審議機関を通じて、意思決定の迅速化を図る必要がある。

一方、統合、法人化後においては、1 法人（公立大学法人）、2 大学（島根県立大学、島根県立大学短期大学部）、3 キャンパス（浜田、松江、出雲）を1人の理事長（学長）で統括し、組織を代表、業務を総理することとなるため、理事長の負担が過重とならないよう、経営、教育・研究における補佐体制を整備しなければならない。例えば、以下のようなイメージを基本として検討すべきである。

##### 理事

理事の構成としては、「経営担当理事」1人、「教育研究担当理事（島根県立大学担当）」1人、「教育研究担当理事（島根県立大学短期大学部担当）」2人を設置する。

##### 副理事長

理事長の補佐として副理事長を置き、併せて経営担当理事の役割を持たせ経営面における補佐体制を強化する。

副理事長（経営担当理事）は、理事長（学長）を支え、3 キャンパスをまとめた運営、経営を行うという重要な役割を担っており、経営感覚に優れた能力が求められる。

### 副学長

教育研究担当理事を副学長とし、教育研究面における理事長（学長）の補佐体制を整備する。

また、必要に応じ、国立大学法人の例にあるように、経営担当理事（副理事長）を併せて副学長に任命することについても検討すべきである。

### 監事

監事は、法人運営、大学運営、財務管理、経営管理等に優れた識見を有する者とする。

なお、理事長（学長）については、迅速な意思決定による大学運営が求められる一方、理事長（学長）による専断的な大学運営に陥らないよう、副理事長（副学長）以下との役割分担、意思決定の手続き等を整理しておくべきである。

現在、県立大学は県の行政組織の一員であり、予算による間接的な制約を受けており、経営面においては、限定的な権限の中で自主的な運営が妨げられていることは否定できない。

法人化、統合後の法人、大学運営においては、経営面では副理事長が、教育研究面では副学長が、理事長（学長）を補佐し、法人、大学自らの責任と権限で、迅速、機動的な意思決定を行い、自主的、自律的な運営を確立しなければならない。

## (3) 事務局

事務局は、大学が県の行政組織から離れ一定の距離を置くことから、大学の運営に関し独立した、専門的な集団としてその機能を強化しなければならない。

事務局の職員については、県から法人へ円滑に業務を移行させる必要があるため、当面、県からの職員派遣が必要であるが、将来的に大学運営を担うエキスパートを育成するために、計画的なプロパー職員（大学事務、経営の専門的スタッフ）の採用を検討すべきである。

## 2 人事

法人、大学の自律的な運営を促すとともに、教育研究活動を活性化させるために先進的で柔軟な人事管理制度を検討しなければならない。

人事管理制度は、大学運営を含めた広い意味での成果主義の導入や公正で客観的な評価体制、成果や努力が反映される制度構築が基本となる。具体的には次のような点を検討していかなければならない。

### (1) 人事評価

成果主義の人事管理を実施するために、公正で客観的な人事評価制度を導入する必要がある。

教員の評価については、研究業績だけでなく、教育、地域貢献、管理運営などの視点が必要である。

職員の評価については、大学経営等の専門的能力、実績を評価する視点が必要である。

(2) 任用

教育、研究、組織の活性化を図るため、任期制の導入を検討すべきである。

(3) 業績給

教職員の業績を、給与その他の処遇等に反映させる制度を検討する必要がある。

- [ 具体例 ] ・ 年俸制の導入
- ・ 研究費の配分

(4) 労務管理

地域貢献、産学官連携の観点から、非公務員であることのメリットを活かし、兼業、兼職等の規制緩和を検討すべきである。

法人においては教職員が非公務員となるため、雇用・労働に関しては一般の労働法規による規制に移行することから、労働条件等を定めた就業規則に基づく適正な労務管理をしなければならない。

また、県の財政に支えられた運営である（運営費交付金の交付）ことを十分考慮の上、適正な業務運営を確保するために、適切な服務規律の確保が求められる。

### 3 財務会計

自主的、自律的な大学運営や大学運営のスリム化、効率化のためには、自己責任による大学経営、効率的な大学経営を実行することが必要であり、トップマネジメント機能の確立、経営感覚の醸成が重要な課題となる。

一方、公立大学法人の業務は、法律上、大学の設置、管理業務及びこれに附帯する業務に限られており、自主財源の確保に限界があることを踏まえ、円滑な大学運営を図るためにも設置者（県）から一定の支援を行うべきである。

(1) 自主的、自律的な大学運営の基盤となる会計制度の構築

地方独立行政法人会計基準に基づいた財務会計制度を導入することとなるが、法人自らの意志によって運用（予算編成、執行、資産運用、収入確保等）を行える仕組みとすることが必要である。

自己規律によって大学運営の健全性を確保し、かつ、住民に対し正確な財政・運営状況を説明するため、内部統制・内部牽制、監査制度を持たなければならない。

(2) コストを意識した経営や経営上の課題が明確に把握できる仕組みの構築

コストを意識するためには、大学運営の結果が大学に帰属する仕組みにすべきである。

経営上の課題を把握できるようにするため、理事長による予算管理、コスト管理が

できる仕組みにする必要がある。

(3) 柔軟で効率的な執行が可能となる制度の構築

事業目標を達成するために必要な経費が柔軟に執行できる予算の仕組みや、アウトソーシング（外部委託）による効率的な執行を検討する必要がある。

(4) 用途を制限しない運営費交付金の交付

自主的、自律的な運営を促すものであって、用途を制限しないことを実質的に担保する運営費交付金の算定方法とすることが望ましい。

設置者（県）と法人との将来コスト（例えば、施設の改築）に対する責任分担を明確にするよう検討する必要がある。

(5) 自己財源の充実

外部からの資金として、21世紀COEプログラム、科学研究費補助金などの競争的研究資金の獲得や優れた教育プロジェクトの支援を目的とした大学改革推進等補助金のほか各種団体からの補助金の確保に努めるとともに、共同研究、受託研究を積極的に行うことを促す仕組みをつくる必要がある。

教育研究における地域との連携、地域貢献、研究成果の地域へのフィードバック等を行う財源として、産業界、地方公共団体からの資金獲得、寄付金の確保等に努力すべきである。

受益者負担の観点から、学外者の施設利用の際の料金、各種証明書の手数料、公開講座の受講料等を適切に定めるとともに、大学の教育研究に支障を生じない範囲内で、大学資産を積極的に活用すべきである。

#### 4 目標、計画及び評価

目標評価制度の構築にあたっては、教育研究の質の向上や自主的、自律的な大学運営を図るため、法人、大学が明確な目標、計画を持ち、その達成のために努力し、その成果が客観的な評価を通じて更なる法人、大学の持続的な発展に結びつくような制度設計が必要である。

(1) 目標、計画の作成

可能なものについては数値化するなど、客観的に計ることができ、分かり易く評価を意識した具体的な目標設定が必要である。また、教職員が目標に向かって積極的な意識が持てるような目標設定を考慮すべきである。

教職員が目標に対する問題意識を共有することができるよう組織、体制を整備する必要がある。

[参考]

- ・中期目標：設立団体の長が作成し、法人に指示。期間は6年間。
- ・中期計画：中期目標に基づき、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画：中期計画に基づき、法人が作成し、設立団体の長に届出。

## (2) 組織に対する評価制度

法人、大学の諸活動を評価し、改善につなげ、持続的な発展を図るために、法定の評価をはじめ、監査制度を含めた総合的な評価制度を構築する必要がある。

[参考]

法定の評価

- ・大学が自ら行う自己点検・評価
- ・認証評価機関による評価
- ・地方独立行政法人評価委員会による評価

監査

- ・監事監査
- ・会計監査人監査

学生、県民などのステークホルダー（利害関係者）からの評価を法人、大学の運営に反映させる方法を検討すべきである。

## (3) 個人に対する評価制度

教職員については、その能力、資質を向上させるため、活動を評価し、それをフィードバックさせる評価制度の導入が必要であり、またインセンティブを付与するため、評価の結果を処遇に反映させる制度を検討する必要がある。

評価制度の導入に当たっては、評価基準を明確にするとともに、評価制度に対する教職員の理解が必要である。

なお、より質の高い教育を提供するために、学生による授業評価を進めていくべきであるが、教職員の処遇等への反映については慎重に検討すべきである。

学生については、適切な成績評価基準によるきめ細かな成績評価を行い、卒業時の質の保証を図らなければならない。

## (4) 適切な評価制度の構築

評価基準については、客観的で公正なルールをつくる必要がある。

法人、大学は、評価を受ける、あるいは行う体制、仕組み、評価の時期等について十分に検討する必要がある。

県は、地方独立行政法人評価委員会の設置を通じて、法人、大学を総合的に評価する体制を整備しなければならない。

## (5) 評価結果の反映

評価結果については、次期中期目標・計画、教育研究、経営、運営費交付金、教職員の処遇等に的確に反映されるよう、体制、仕組みを整備する必要がある。

地域、社会に対する説明責任、法人業務運営の透明性の確保の観点から、このような目標、計画、評価結果を積極的に公開しなければならない。

## (6) 情報提供（情報公開）

法人、大学は、学生、入学希望者、県民、企業・団体などに対して、それぞれが必要とする情報を積極的に提供していく必要がある。

情報の公開、提供にあたっては、個人情報の保護に配慮するとともに、誰もが利用でき、使いやすい内容となるよう工夫する必要がある。

## 用語説明

(報告書記載順)

### 知識基盤社会 ( P . 1 )

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会。(中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(答申)より)

### ユニバーサル段階 ( P . 1 )

米国の社会学者マーチン・トロウが提唱した指標。高等教育への進学率が15%を超えると高等教育はエリート段階からマス段階へ移行するとし、さらに進学率が50%を超える高等教育をユニバーサル段階と呼んでいる。

### ユニバーサル・アクセス ( P . 1 )

誰もが進学する「機会」を保証されているという学習機会に着目した概念。(中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」(答申)より)

### 21世紀COEプログラム ( P . 2、P . 3、P . 14 )

第三者評価による競争原理の導入により、国公私立大学を通じて世界的な研究・教育拠点の形成を重点的に支援し、もって国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進する文部科学省の事業。

### リカレント教育 ( P . 7、P . 10 )

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育。

### リメディアル教育 ( P . 8 )

大学教育を受ける前提となる基礎的な知識等についての教育。

### インターンシップ ( P . 9 )

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

### 長期履修制度 ( P . 9、P . 10 )

個人の事情に応じて、大学の定めるところにより、学生が、大学の修業年限を超えた一定の期間にわたって計画的に教育課程を履修し卒業することを認められる制度。

### ファカルティ・ディベロップメント ( P . 9 )

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組みの総称。

### 連携大学院 ( P . 9 )

学外の高度な水準を持つ研究所等の設備・施設や人的資源を活用して教育研究を実施する大学院。

### サテライト・キャンパス ( P . 10 )

社会人など時間的・地理的制約等により大学の本校に継続的に通うことが困難な者に対して、授業の一部を行う大学の本校以外の場所。

## 島根県大学改革諮問会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 県立大学(島根県立大学、島根女子短期大学及び看護短期大学をいう。)の統合、法人化等の改革に当たり、学識経験者の意見を反映させるため、島根県大学改革諮問会議(以下「諮問会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、知事が提示する大学改革基本計画骨子を踏まえ、次に掲げる事項について意見を取りまとめるものとする。

- (1) 大学改革の方向性
- (2) 教育研究のあり方
- (3) 大学運営のあり方
- (4) その他大学改革に関する事項

2 諮問会議は、取りまとめた意見を知事に報告するものとする。

(構成)

第3条 諮問会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 諮問会議に座長を置き、座長は、委員の互選によって選出する。

3 座長は、会議を主宰する。

4 諮問会議に、県立大学の意見を聴くため、特別委員を置く。

5 特別委員は、島根県立大学長、島根女子短期大学長及び看護短期大学長をもって充てる。

(設置期間及び任期)

第4条 諮問会議の設置期間並びに委員及び特別委員の任期は、諮問会議の設置の日から平成17年9月30日までとする。

(会議)

第5条 諮問会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の過半数をもって定足数とする。

3 座長は、必要があると認めるときは、諮問会議に委員、特別委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 諮問会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月25日から施行する。

## 別表（第3条関係）

（50音順）

氏名	役職	摘要
江田小鷹	出雲商工会議所会頭	民間団体関係者
大多和聡宏	島根県私立中学高等学校連盟会長	中等教育（高等学校）関係者
大矢幸雄	島根県立浜田高等学校長	中等教育（高等学校）関係者
梶田勲一	国立大学法人兵庫教育大学長	高等教育（大学）関係者
藤本黎時	広島市立大学長	高等教育（大学）関係者
宮脇和秀	島根経済同友会代表幹事	民間団体関係者
室崎富恵	社会福祉法人いわみ福祉会理事長	民間団体関係者

( 資 料 )

# 県立3大学の概要

(平成17年5月1日現在)

区 分	島根県立大学	島根県立島根女子短期大学	島根県立看護短期大学
所在地	浜田市野原町2433-2	松江市浜乃木7-24-2	出雲市西林木町151
沿革	平成5年 島根県立国際短期大学 平成12年 島根県立大学 平成13年3月 国際短期大学廃止 平成15年 大学院開設	昭和21年 島根県立松江女子専門学校 昭和28年 島根農科大学女子家政短期大学部 昭和36年 島根女子短期大学 昭和39年 島根県立島根女子短期大学 昭和48年 保育科増設 昭和63年 文学科増設	平成7年 島根県立看護短期大学 平成10年 専攻科開設
施設規模			
土地	校舎等敷地 83,452㎡ 屋外運動場敷地 75,726㎡ 附置研究所敷地 1,360㎡ 寄宿舎施設 12,756㎡ その他 53,630㎡ 計 226,924㎡	校舎等敷地 28,921㎡ 屋外運動場敷地 2,462㎡ 寄宿舎施設 1,775㎡ その他 15,261㎡ 計 48,419㎡	校舎等敷地 31,286㎡ 屋外運動場敷地 7,397㎡ 寄宿舎施設 4,245㎡ 計 42,928㎡
建物	延面積 37,381㎡	延面積 19,058㎡	延面積 13,007㎡
学生数	938人	468人	299人
学部 又は 学科	総合政策学部 (入学定員200) 904人	家政科 食物専攻(入学定員40) 81人 生活科学専攻(入学定員40) 83人 保育科(入学定員50) 101人 文学科 国文専攻(入学定員50) 98人 英文専攻(入学定員50) 105人 計 468人	看護学科(入学定員80) 255人 専攻科 地域看護学専攻(入学定員30) 29人 助産学専攻(入学定員15) 15人
大学院	北東アジア研究科 (博士前期)(入学定員6) 9人 北東アジア研究科 (博士後期)(入学定員6) 9人 開発研究科(修士)(入学定員10) 16人		
教員数  3大学計126人	学 長 1人 副学長 1人 教 授 25人 助教授 20人 講 師 1人 助 手 1人 計 49人	学 長 1人 教 授 14人 助教授 13人 講 師 11人 助 手 3人 計 42人	学 長 1人 教 授 8人 助教授 7人 講 師 7人 助 手 12人 計 35人
職員数  3大学計53人	事務局長 1人 総務企画スタッフ(部長1含む) 4人 総務施設グループ 7人 図書情報グループ 3人 教務グループ 5人 学生グループ 6人 計 26人	事務局長 1人 部長 1人 総務会計グループ 8人 学務厚生グループ 5人 図書館 1人 計 16人	事務局長 1人 部長 1人 総務グループ 5人 教務グループ 3人 図書館 1人 計 11人
H17当初予算			
運営費	管理運営費 574,418千円	管理運営費 223,741千円	管理運営費 216,600千円
人件費	職員給与費 683,870千円	職員給与費 543,266千円	職員給与費 372,061千円
計	1,258,288千円	767,007千円	588,661千円
自主財源(率)	535,388千円 (42.5%)	192,331千円 (25.1%)	129,213千円 (22.0%)
一般財源(率)	722,900千円 (57.5%)	574,676千円 (74.9%)	459,448千円 (78.0%)

注) 職員給与費は退職手当を除く。

# 大学改革基本計画骨子

## 大学改革の概要

### 1 目的

- (1)少子化に伴う18才人口の減少により平成19年には大学全入時代を迎えると見込まれており、生き残りをかけた大学間競争が激化する中、自主的かつ自律的な運営を行うことにより、大学志願者にとってより魅力ある大学づくりをめざす。
- (2)県立の大学は、県民の高等教育を受ける場の拡充と将来を支える人材の育成など地域振興に対する貢献を目指して設立されたものであり、地域課題解決のため大学の持つ知的資源の活用や女子短期大学の男女共学化など、地域や時代の新たな要請に応え、地域の特色を生かした高等教育機関としてさらなる発展を図る。
- (3)県立の大学が公費によって運営されていることを踏まえ、県の中期財政改革基本方針に沿って大学運営のスリム化・効率化をめざす。

### 2 内容

#### (1)公立大学法人化

県は平成19年4月に地方独立行政法人を設立し、この法人が大学を設置、運営する。

#### (2)大学の統合

県立3大学を法人化に併せて統合する。

統合の形態は、島根女子短期大学と看護短期大学を統合して設置する短期大学を島根県立大学（以下「県立大学」という。）に併設し、島根県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）と称する。既存の施設設備を活用する分離キャンパス方式（浜田キャンパス、松江キャンパス及び出雲キャンパス）とする。

#### (3)短期大学の学科再編

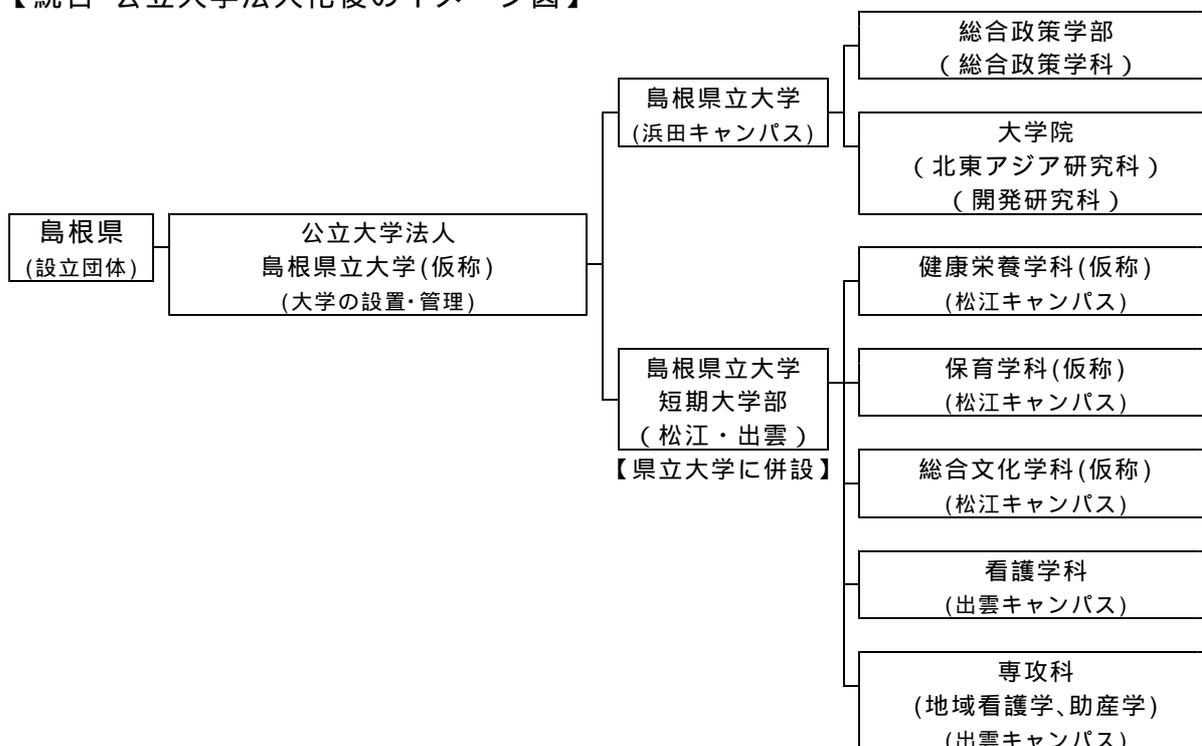
松江キャンパスには、現行の島根女子短期大学の学科を再編し、健康栄養学科、保育学科及び総合文化学科（仮称）を置き、出雲キャンパスには看護学科及び専攻科を置く。男女共学とする。

なお、現在、島根女子短期大学及び看護短期大学において設置している課程については、上記のような再編を行った上で、法人発足時において短期大学の課程として引き続き存続することを前提とするが、将来的な選択肢として4年制課程への移行を行う場合の課題について一定の整理を行う。

#### (4)財団法人北東アジア地域学術交流財団のあり方

研究費の支援や留学生に対する支援を行っている財団法人北東アジア地域学術交流財団については、県立大学の法人化に伴い、そのあり方について根本的な検討を行う。

#### 【統合・公立大学法人化後のイメージ図】



### 3 改革の意義

今回の改革によって期待される効果は次のとおりである。

#### (1)法人化の意義

- 予算・人事の規制緩和による大学の自主的、自律的な運営の確保
- トップマネジメントによる意思決定の迅速化
- 能力・業績に応じた弾力的な人事システムの導入
- 第三者評価による適切な資源配分
- 研究活動の活性化や地域社会への貢献など大学の知的資源の有効活用

#### (2)統合の意義

- 3大学が有する専門的資源の活用による教育研究基盤の強化
- 共通資源の活用による教養教育の充実
- 組織のスリム化など大学運営の効率化

#### 4 スケジュール

平成17年4月～9月	「大学改革諮問会議」における有識者からの意見聴取
平成17年9月	大学改革基本計画策定
平成17年度中	「大学改革準備委員会」設置
平成18年4月～	設置認可申請、議会での議決など諸手続き
平成19年4月	大学改革実施

#### 目指す大学

##### 1 地域に根ざし、地域に貢献する大学

地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行い、地域社会の活性化と発展に寄与することにより地域と共に歩む大学を目指す。

##### 2 学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学

学生一人ひとりの学ぶ意欲を大切にし、さらにそれを高めていくとともに、質の高い教育の提供や学生に対するきめ細やかな支援を行い、課題探究力を有し、創造性豊かで実践力のある人材を育成する。

また、生涯学習の拠点として、社会人のリカレント教育や資格取得など幅広い多様な学習ニーズに応える大学づくりを目指す。

##### 3 北東アジアの知的拠点として世界と地域をつなぐ大学

島根県の最も重要な交流対象地域である北東アジアを中心とした総合的な研究を推進し、研究業績や国際貢献において世界に存在感をアピールできる大学となることを目指す。

また、北東アジア地域をはじめとする大学等との学術ネットワークの形成及び留学生の派遣・受入れを通じた交流などを積極的に行い、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材の育成を目指す。

#### 教育・研究

##### 1 教育研究の質の保証

教育研究水準の維持・向上を図るため、教育課程の策定、教員や研究者の養成・処遇、各種財政的な支援を受ける努力、教育・研究活動や組織運営の状況に関する情報の開示などあらゆる活動を通じて教育研究の質の保証に全力を挙げることとする。

特に、教育・研究活動等の状況について積極的に自己点検・評価を行い、改善に向けた不断の努力を行うとともに、社会に対する説明責任を果たすため、認証評価機関

による認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を積極的に開示する。

教育の実施に関する基本的な方針（カリキュラム・ポリシー）や卒業認定・学位授与に関する基本的な方針（ディプロマ・ポリシー）を明確にし、それに基づいた質の高い教育を実施する。

## 2 教 育

質の高い教育の提供や社会の求める人材の育成を図るため、入学者受入れの基本的な考え方（アドミッション・ポリシー）を明確にし、それに応じた入学者選抜を実施する。

学生の学習・研究意欲を高めるため、授業の工夫、教育環境の向上を図り、優秀な学生に対しては、特待生制度などインセンティブの付与を検討する。

授業方法についての研究会の開催、学生による授業評価など、組織的に授業内容・方法を改善し、向上させる取組み（ファカルティ・ディベロップメント）を積極的に進め、教育の質の向上を図る。

キャリア教育や就職支援体制を強化し、短期大学部から県立大学への編入学が円滑に行われるよう体制整備を行う。

## 3 研 究

県立大学及び短期大学部の資源を有効に活用し、学際的・総合的な研究を推進する。

特に、島根県の独自性を発揮する研究（出雲学及び石見銀山研究を含む北東アジア学、中山間地域開発や国際経済に視野を置いた開発研究など）を積極的に推進する。

その研究成果は公表し、地域において活用できる仕組みを作る。

## 4 研究費のあり方

研究費の配分に当たっては競争原理を導入し、客観的な業績評価に基づく重点配分を行うとともに外部資金を積極的に導入する。

## 5 地域貢献

企業や県及び市町村と連携し、共同研究の実施やシンクタンク機能を強化することにより政策課題の解決に対する支援を行う。

生涯学習の拠点として、質の高い、体系的かつ継続的な学習機会の提供や施設の地域開放、小中高等学校との連携やNPO法人などとの協働を進める。

## 6 国際化・国際貢献

島根県の歴史的・地理的特性を踏まえ、北東アジア地域をはじめとする海外の大学との学術研究交流を推進する。

また、交換留学生など学生の留学制度の充実を図るとともに、人材養成の視点から北東アジア地域を中心に留学生の受入れを行う。

## 組織・運営

### 1 法人組織

法人と大学の役割、経営と教育研究の役割を明確にし、迅速な意思決定とトップのリーダーシップが発揮しやすい機動的な体制を構築する。

### 2 理事長（学長）

理事長は県立大学及び短期大学部の学長となり、法人運営の最高責任者として強力なリーダーシップを発揮し、民間的経営手法を導入した法人運営を行うとともに、教学についての責任者として教育研究活動の活性化を進める。

なお、理事長の負担が過重とならないよう、経営及び教育・研究における必要な補佐体制の整備を検討する。

### 3 役員

法人に理事及び監事を設置する。理事長の意思決定に機動的に関与できる構成とし、法人の経営感覚を強化し、法人経営を活性化するために学外からの登用も行う。

### 4 経営審議機関

経営に関する重要事項を審議するために、理事長その他の者で構成する経営審議機関を設置する。予算、決算、財産処分等の財務会計、役員報酬、給与、組織等経営に関する事項を審議することとする。

法人として適切な経営判断がなされるよう学外からも構成員の登用を図るとともに、教育研究面での意見が反映される構成とする。

### 5 教育研究審議機関

県立大学及び短期大学部にそれぞれ、学長その他の者で構成する教育研究に関する重要事項を審議する教育研究審議機関を設置する。教育課程、教育研究組織、教員人事等教学に関する事項を審議することとする。

### 6 理事長選考機関

県立大学及び短期大学部にそれぞれ、学長となる理事長の選考を行う選考機関を設置する。選考機関は、経営審議機関及び教育研究審議機関の代表者で構成することとし、経営審議機関からの代表者については学外者も登用する。

なお、各大学ごとに設置される選考機関の選考の結果が一致しないときについて、

両者の意思を調整する仕組みを定める。

## 7 事務局

事務を統括し、効率的な運営を行うため、県立大学に法人本部を置き、事務局を置くとともに、短期大学部においてはそれぞれのキャンパスに事務室を置く。

事務局職員については、当面、県から職員を派遣することとするが、大学運営の専門能力を有する者の計画的な採用及び主要ポストへの任用を順次行う。

## 8 教授会

県立大学及び短期大学部にそれぞれ教授会を設置し、教員の選考や学生の身分等、学部の重要事項を審議する。

## 9 人事管理

法人組織の活性化を図るため人事評価制度を導入し、業務実績が役員、教職員の報酬、給与に反映されるシステムとする。

優秀な人材の確保、組織の活性化等を図るため、任期制、年俸制の導入を検討する。

## 10 財務会計

企業会計原則に基づく財務会計制度を導入し、自主的、自律的な大学運営の基盤となる仕組みを導入する。

コストを意識した経営や経営上の課題が明確に把握できる仕組みを検討するとともに、より柔軟で効率的な執行が可能となる制度とする。

## 11 運営費交付金

県は、法人の自主的、自律的な運営を確保するため、用途を制限しない運営費交付金を毎年度、法人に交付する。

### 目標、計画及び評価

教育研究の質的向上や自律的な大学運営を図り、社会に対する説明責任を果たすため、明確な目標、計画、評価及び改善のシステムを構築する。

県は地方独立行政法人評価委員会を設置し、公立大学法人の評価を行う。

【法人運営組織のイメージ】

